

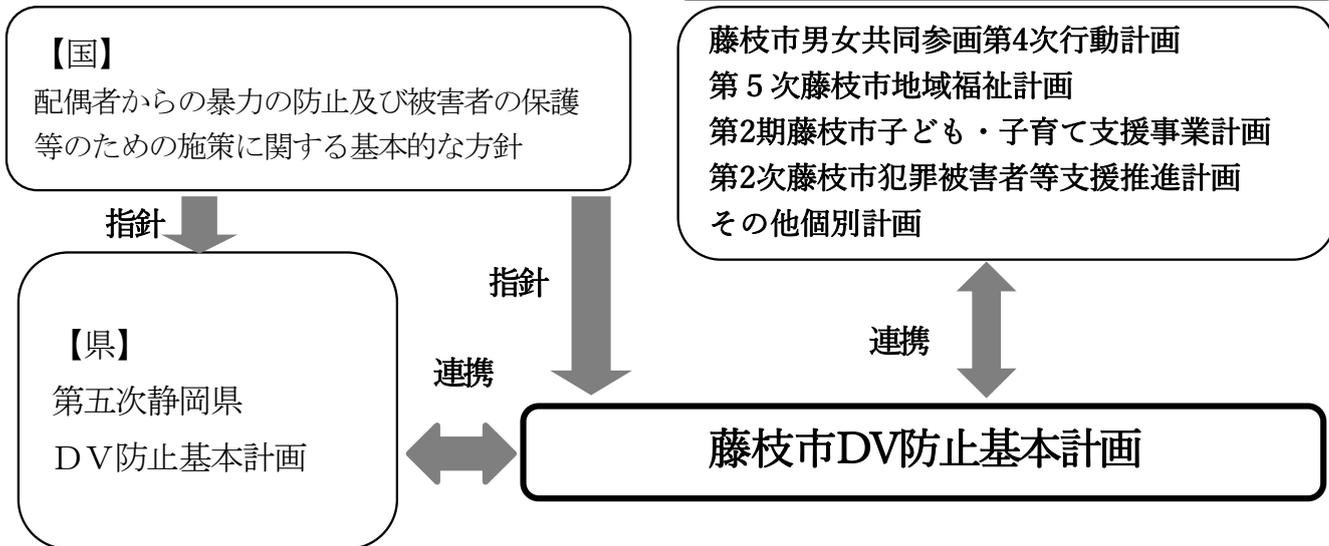
藤枝市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

【第3次藤枝市DV防止基本計画】

(概要版)

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

計画の位置づけ



計画の期間

令和5年度から令和8年度までの4年間とします。
 なお、計画期間中においても、DV防止法の改正及び基本方針の見直し並びに第6次総合計画策定に合わせた見直しが必要に応じて行っていきます。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは・・・

**配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある者からふるわれる暴力。
 DVは、身体的な暴力だけとは限りません！**

暴力の種類

